補助金等事業概要

佐渡市中山間地域等直接支払交付金
事業補助(奨励補助)
耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用を行う対象者が要する経費に対し交付金を交付する。
農業者等
集落協定及び個別協定に基づき5年以上継続して行われる農業生産活動等
有 〇同種の補助金の統合検討
佐渡市多面的機能支払交付金交付要綱
定額:10aあたりの単価(国1/2、県1/4、市1/4)
〇少額(5万円以下)補助金の理由
10aあたりの単価(国1/2、県1/4、市1/4)
○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値化困難
○目標に対する費用対効果(計算式)
算出不可 〇目標を数値化できない理由及び他の評価方法
取組協定による農地等の適切な保全管理を推進するため、数値目標の設定はできない。
平成30年4月1日
令和1年9月30日
令和2年3月31日
○終期の設定が3年を超える場合の理由
○開示内容及びその方法(手段) 制度改正時期に併せて募集
農業政策課
0259-63-5117